

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(18) —

坂 柳 明

1. はじめに—「将来の財務諸表の本体に反映される、「将来の特定の事象」の影響」

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

ここで、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応との関係で、株式会社LTTバイオフィーマ（以下、「LTT」とする）の2008年連結財務諸表についての監査報告書（[事例1-1]）¹⁾上の「追記情報」を見ると、そこでは、「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※1）の記述が示されていることがわかるが、この※1の記述との関係で、坂柳（2020, 23-24）では、次の問題を示した。それは、研究上の議論において、[事例1-1]上の「追記情報」に示されることになる記述のうち、[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、※1の記述よりも「後に」示されることになる記述は

1) 本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例については、議論に必要な部分のみを示す。

あるのか、という問題（※2）である。

〔事例1-1〕—LTTの2008年監査報告書

「当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LTTバイオファーマ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上した。また、営業キャッシュ・フローについても連続してマイナスとなっており、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナスとなった。このため継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」（傍線筆者）

この※2に関して、〔事例1-1〕上の「追記情報」においては、「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述の「後に」、「このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない」という記述（※3）（傍線筆者）が示されており、この※3に見られる「連結財務諸表」について、LTTの『有価証券報告書』（2008年版）の117頁に示されている、〔事例1-1〕を含めた、LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書の全体の内容を参照すると、上記の※3に見られる「連結財務諸表」、及び※3を除いた〔事例1-1〕に見られる「連結財務諸表」は、「平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表」（※4）を指していることがわかる。坂柳（2020）においては、この

※4を、「LTTの当期の財務諸表」と捉えた上で、前段落で示した「※2」、即ち、「研究上の議論において、[事例1-1]上の「追記情報」に示されることになる記述のうち、[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、※1の記述よりも「後に」示されることになる記述はあるのか、という問題」（傍線筆者）に見られる、「[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、※1の記述よりも「後に」示されることになる記述」（傍線筆者）の中の「記述」として、「[LTTの当期の財務諸表]に反映されていない「何らかの影響」についての記述」を想定した上で、上記の※2を、次の問題に書き換えた。それは、「研究上の議論において、[事例1-1]上の「追記情報」に示されることになる記述のうち、[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されている旨（※1）の記述よりも「後に」示されることになる、[LTTの当期の財務諸表]に反映されていない「何らかの影響」についての記述はあるのか、という問題（※5）（傍線筆者）」である。

この※5で言及されている、「[LTTの当期の財務諸表]に反映されていない「何らかの影響」との関係で、坂柳（2019）においては、①：「当期の財務諸表に反映される余地がない、将来の財務諸表に反映される影響」」（※6²⁾）（傍線筆者）、及び②：「当期の財務諸表に反映される余地がない、将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」」（※7³⁾）（傍線筆者）が取り上げられ、上記の※6、及び上記の※7において想定されている、「当期の財務諸表に反映される余地がない」影響に、焦点が当てられた。しかし、一般的な議論においては、[1]：「当期の財務諸表に反映される余地がない」影響（傍線筆者）だけでなく、[2]：「将来の特定の事象」によって生じる、「当期の財務諸表に反映される余地がある」影響（傍線筆者）を、想定できる可能性がある。

そこで、前段落で述べたことを踏まえて、坂柳（2020）では、次の問題を考

2) 本稿で用いられている※6は、坂柳（2019）では、「※18」と表されている。

3) 本稿で用いられている※7は、坂柳（2019）では、「※19」と表されている。

察した。それは、研究上の議論において、(1):「当期の財務諸表に反映される余地がない」,「将来の特定の事象によって生じる, 将来の財務諸表に反映される影響」(※7) (傍線筆者) と, 「将来の特定の事象によって生じる,」という記述が見られる, という意味では※7と比較できる, (2):「『当期の財務諸表の修正』という形の影響ではないところの, 当期の財務諸表に反映される余地がある,」『将来の特定の事象によって生じる, 当期の財務諸表に反映される影響』(※8) (傍線筆者) を, 概念として提示する余地はあるか, という問題 (※9) である。

ここで, 前段落で示した※9に関して, 詳細については坂柳 (2020) の第3節の議論 (坂柳 (2020, 50-57)) を参照頂きたいが, ①: 株式会社フジタ (以下, 「フジタ」とする) の2006年連結財務諸表についての「追加情報」⁴⁾ に示されている「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」と, 坂柳 (2020, 30) で言及したところの, 「当社グループ」にとっての, 「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において, 「新中期経営計画」に対し, 全対象債権者の同意書の提出があった」という事象 (※10⁵⁾) から想定できる, 「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※10 (※11⁶⁾), そして, ②: フジタの2005年連結財務諸表の注記 (継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況) (※12⁷⁾) に見られる「平成17年6月10日開催の第2回債権者会議において, 「新中期経営計画」に対し, 全対象債権者の同意書を提出いただきました」という記述 (※13⁸⁾) の形で「※12に表されている」, 「平成17年6月10日」に開催された「第2回債権者会議」において, 「新中期経営計画」に対し, 全対象債権者の同意書の提出があった」こと (※14⁹⁾), の2つを考慮して, 坂柳 (2020, 56-57)

4) フジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」は, 本稿では, 第2節において, 「[事例2-1]」と表されている。

5) 本稿で用いられている※10は, 坂柳 (2020) では, 「※19」と表されている。

6) 本稿で用いられている※11は, 坂柳 (2020) では, 「※20」と表されている。

7) 本稿で用いられている※12は, 坂柳 (2020) では, 「[事例2-3]」と表されている。

8) 本稿で用いられている※13は, 坂柳 (2020) では, 「※23」と表されている。

9) 本稿で用いられている※14は, 坂柳 (2020) では, 「※24」と表されている。

では、〈1〉：※13の形で「※12に表されている」、※11に見られる※10から想定できる「※14」を考慮した上で想定される、※8で言及されている「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」を、※8で想定されている「当期の財務諸表に反映される影響」として、想定することができる旨を示した。また、上記の①、②の2つを考慮して、坂柳（2020, 57）では、〈2〉：※13の形で「※12に表されている」、※11に見られる※10から想定できる「※14」を考慮した上で想定される、※8で言及されている「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」は、※8で言及されている、「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないことを示した。そして、坂柳（2020, 57）では、上記の〈1〉で述べた内容、及び上記の〈2〉で述べた内容を踏まえて、研究上の議論においては、前段落で示した※9に見られる※8を、概念として提示する余地がある旨を指摘した。

他方、前段落の〈1〉で述べた内容を踏まえると、次のことがわかる。それは、※11に見られる※10から想定できる「※14」を考慮した上で想定される、※8、即ち、「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）で言及されている「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」は、※13の形で「※12に表されている」、ということである。

そうであれば、フジタの2005年連結財務諸表の注記（継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況）（※12）に表されている※13、即ち、「平成17年6月10日開催の第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただきました」という記述を考慮すると、※8、即ち、「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）に関しては、次のことが言える。それは、上記の※8で言及されている、「当期の財務諸表に反映される余地がある」、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」（傍

線筆者)において想定されている「当期の財務諸表」として、※13が表されている※12のような、「当期の財務諸表の注記」を想定することができる、ということである¹⁰⁾。

そうすると、前段落で述べたことを踏まえた上で、次の問題を提示することができる。それは、※8で言及されている、「当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)において想定されている「当期の財務諸表」として、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表」を考慮した上で、「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される影響」(※15)を、想定することはできるのか、という問題(※16)である。

他方、この※16で言及されている※15、即ち、「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸

10) 日本公認会計士協会(2003)の「2. 監査対象となる後発事象の範囲」では、次のように記されている。

☆1:「監査対象となる後発事象とは、決算日の翌日から監査報告書日までの間に発生した会社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす会計事象をいう。」(傍線筆者)

この☆1に関しては、次の問題が生じる。それは、本文で言及した※8、即ち、「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)において想定されている「将来の特定の事象」と、上記の☆1に見られる「決算日の翌日」を踏まえた上で想定することができる、「決算日の翌日」以降に発生した「将来の特定の事象」(☆2)(傍線筆者)は、上記の☆1に見られる「監査対象となる後発事象」であるのか、という問題である。

この問題について、(1):☆2が、「決算日の翌日」以降に発生した事象であることを考慮した上で、(2):☆2に見られる「将来の特定の事象」が、上記の☆1に見られる「会社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす会計事象」である、と解釈しても、☆2においては、☆1において想定されている「監査報告書日」は、想定されていない。よって、上記の(1)及び(2)で述べたことを踏まえると、☆2は、☆1に見られる「監査対象となる後発事象」を含み得るが、☆2は、☆1に見られる「監査対象となる後発事象」には限定されないことがわかる。

表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に見られる、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表」との対比で、先に示した※6、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)において想定されている、「将来の財務諸表」に注目すると、次の問題を提示することもできる。それは、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」(※6)は、どのような意味の「将来の財務諸表」についての「将来の財務諸表に反映される影響」であるのか、という問題(※17)である。

本稿では、2つ前の段落で提示した※16と、前段落で提示した※17について、紙幅の都合により、坂柳(2019)で提示されたところの、直後の段落で示す「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係についての説明の中で想定されている、「将来の財務諸表に反映される影響」が、前段落で示した※17、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」(※6)は、どのような意味の「将来の財務諸表」についての「将来の財務諸表に反映される影響」であるのか、という問題(傍線筆者)において言及されていることに注目して、2つ前の段落で提示した※16と、前段落で提示した※17のうち、※17、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」(※6)は、どのような意味の「将来の財務諸表」についての「将来の財務諸表に反映される影響」であるのか、という問題を考察する。この※17の考察の結果によって、一般に、(1):その会社の経営者が、当期の財務諸表の注記で言及する余地があるかどうか問題になる、「将来の財務諸表に反映される影響」が意味する内容、及び(2):その会社の監査人が、当期の監査報告書で言及する余地があるかどうか問題になる、「将来の財務諸表に反映される影響」が意味する内容が変わってくる可能性があるので、①:経営者が開示する事項を規定する開示制度、及び②:監査人が監査報告書に記載する事項を規定する監査制度を設計するに当たって、有益な示唆を与えることが期待されるところの、※17の考察の結果は、重

要である。

ここで、前段落で言及したところの、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係についての説明は、坂柳（2019）で提示された「2つの説明」、即ち、詳細については参照頂きたいが、坂柳（2019）の議論全体において、(1):「当社グループ」の「前連結会計年度」である、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、「フジタの2005年連結財務諸表」と、(2):「当社グループ」の「当連結会計年度」である、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、「フジタの2006年連結財務諸表」について、①:「フジタの2005年連結財務諸表」を考慮して、一般的に「当期の財務諸表」を想定し、②:「フジタの2006年連結財務諸表」を考慮して、一般的に「将来の財務諸表」を想定し、その上で、坂柳（2019）で提示された「2つの説明」を指しているが、その「2つの説明」のうちの、1つ目は、次の説明である。それは、〈1〉:坂柳（2019, 198）で行われたところの、坂柳（2019, 194-195）の議論から導いた、「当社グループ」にとっての、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象（※10¹¹⁾）を用いた次の説明、即ち、【1】:「「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※10、即ち、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象によって、「「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象（①）が発生し、その「「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象（①）が発生した後の、「平成17年9月29日」に、「「債務免除の実行」という事象（②）が発生し、フジタの2006年連結財務諸表には、「債務免除の影響」が反映される」という説明（※18¹²⁾）（傍線

11) 本稿で用いられている※10は、坂柳（2019）では、「※23」と表されている。

12) 本稿で用いられている※18は、坂柳（2019）では、「※24」と表されている。

筆者)である。そして、坂柳(2019, 198)では、※18において想定されている、「財務諸表に反映される影響」は、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響(※19¹³⁾)であることを指摘した。また、2つ目は、〈2〉:坂柳(2019, 201)で行われたところの、坂柳(2019, 199-200)の議論から導いた、「当社グループ」にとっての、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象(※20¹⁴⁾)を用いた次の説明、即ち、【2】:「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※20、即ち、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象によって、フジタの2006年連結財務諸表には、「第三者割当増資の影響」が反映される」という説明(※21¹⁵⁾) (傍線筆者)である。そして、坂柳(2019, 201-202)では、※21において想定されている、「財務諸表に反映される影響」は、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響(※22¹⁶⁾)であることを指摘した。

そして、先に提示した※17、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」(※6)は、どのような意味の「将来の財務諸表」についての「将来の財務諸表に反映される影響」であるのか、という問題を考察するに当たって、前段落の【1】で示した※18において想定されている※19との関係で、本稿の第2節においては、詳細については参照頂きたいが、※18で言及されている「総額98,855百万円の債務免除」という記述を考慮して、※18において想定されている※19、即ち、「債務免除の影響」という

13) 本稿で用いられている※19は、坂柳(2019)では、「※25」と表されている。

14) 本稿で用いられている※20は、坂柳(2019)では、「※26」と表されている。

15) 本稿で用いられている※21は、坂柳(2019)では、「※27」と表されている。

16) 本稿で用いられている※22は、坂柳(2019)では、「※28」と表されている。

形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に見られる「債務免除の影響」が指している、と推察される「総額98,855百万円の債務免除の影響」(※23)は、「フジタの2006年連結財務諸表の本体に反映されている」という説明ができることを示す。そして、このことを踏まえた上で、第2節では、そこで述べる意味で、前段落の【1】で示した※18において想定されている※19、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に見られる「債務免除の影響」が指している、と推察される※23については、「将来の財務諸表の本体に反映される、「将来の特定の事象」の影響」(※24)を、想定することができることを指摘する。

他方、2つ前の段落の【2】で示した※21において想定されている※22との関係で、第3節では、詳細については参照頂きたいが、※21で言及されている「総額41,000百万円の第三者割当増資」という記述を考慮して、※21において想定されている※22、即ち、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に見られる「第三者割当増資の影響」が指している、と推察される「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」(※25)について、まず、次のことを示す。それは、フジタの『有価証券報告書』(2006年版)の28頁に示されている、「1【株式等の状況】」の「(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】」(第3節で示す[事例3-1])についての説明がなされている、と理解できる「(注)2」(第3節で示す[事例3-2])に注目すると、フジタの2006年連結財務諸表に反映される※25、即ち、「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」(傍線筆者)で言及されている、「総額41,000百万円」は、[事例3-2]に見られる「普通株式」と「C種優先株式」の両方の株式に関して、(1):「[事例3-2]に見られる「普通株式」の発行価額の総額」(※26)である、 $24,444,445 \text{ (株)} \times 110 \text{ (円)} = 2,688,888,950 \text{ (円)}$ と、(2):「[事例3-2]に見られる「C種優先株式」の発行価額の総額」(※27)である、 $44,444,445 \text{ (株)} \times 862 \text{ (円)} = 38,311,111,590 \text{ (円)}$ を合計した、 $2,688,888,950 + 38,311,111,590 \div 41,000 \text{ (百万円)}$ を指している、と解釈できるということである。

そして、第3節では、そこで述べる意味で、次の「2つのこと」を踏まえると、3つ前の段落で示した※21において想定されている※22、即ち、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響（傍線筆者）に見られる「第三者割当増資の影響」が指している、と推察される「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」（※25）は、「フジタの2006年連結財務諸表の本体に反映される」という説明ができることを示す。ここで、その「2つのこと」のうちの、1つ目は、【1】：①：前段落の(1)で言及した※26に関して、 $24,444,445 \text{ (株)} \times 110 \text{ (円)} \times 1/2 = 1,344,444,475 \text{ (円)}$ になる「※26のうちの、普通株式24,444,445株についての「資本組入額」」（※28）、及び②：前段落の(2)で言及した※27に関して、 $44,444,445 \text{ (株)} \times 862 \text{ (円)} \times 1/2 = 19,155,555,795 \text{ (円)}$ になる「※27のうちの、C種優先株式44,444,445株についての「資本組入額」」（※29）が、共に「[事例3-2]において、「株式」の発行価額についての「資本組入額」、と特徴付けられることを踏まえて、上記の※28と、上記の※29を合計した、 $1,344,444,475 + 19,155,555,795 = 20,500$ （百万円）になる、「[株式]の発行価額のうち、「資本組入額」の総額」（※30）については、前段落で言及した[事例3-1]より、「平成17年9月29日時点の※30」と理解できるところの、※30が指していると解釈できる、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」とする）（2004年2月28日改正）の第60条（第3節で示す[制度3-3]）、及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「連結財務諸表規則」とする）（2004年12月28日改正）の第42条（第3節で示す[制度3-2]（2））に見られる「資本金」の科目をもって掲記された、「資本金」の増加額を表す「20,500（百万円）」が、フジタの2006年連結貸借対照表の「(資本の部)」の「I 資本金」に計上される金額の算定に当たって考慮される、ということである。また、2つ目は、【2】：①：前段落の(1)で言及した「[事例3-2]に見られる「普通株式」の発行価額の総額」（※26）に関して、 $2,688,888,950 - 1,344,444,475 = 1,344,444,475 \text{ (円)}$ になる「※26のうちの、普通株式24,444,445株についての「資本組入額ではない金額」」（※31）、及び②：前段落の(2)で言及した「[事例3-2]に見られる「C種優先株式」の発行

価額の総額」(※27)に関して、 $38,311,111,590 - 19,155,555,795 = 19,155,555,795$ (円)になる「※27のうちの、C種優先株式44,444,445株についての「資本組入額ではない金額」(※32)が、共に「[事例3-2]において、「株式」の発行価額についての「資本組入額ではない金額」,と特徴付けられることを踏まえて、上記の※31と、上記の※32を合計した、 $1,344,444,475 + 19,155,555,795 = 20,500$ (百万円)になるところの、「株式」の発行価額のうち、「資本組入額ではない金額」の総額」(※33)については、前段落で言及した「事例3-1」より、「平成17年9月29日時点の※33」と理解できるところの、※33が指しているところの、[制度3-2] (2)に見られる「資本剰余金」の科目をもって掲記された、「資本剰余金」の増加額を表す「20,500 (百万円)」が、フジタの2006年連結貸借対照表の「(資本の部)」の「II 資本剰余金」に計上される金額の算定に当たって考慮される、ということである。そして、本段落で述べた以上のことを踏まえて、第3節では、そこで述べる意味で、3つ前の段落の【2】で示した※21において想定されている※22、即ち、「[第三者割当増資の影響]」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に見られる「第三者割当増資の影響」が指している、と推察される「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」(※25)については、「将来の財務諸表の本体に反映される、「将来の特定の事象」の影響」(※24)を、想定することができることを指摘する。最後の第4節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. 「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表の本体に反映される影響」の関係—フジタの2006年連結財務諸表の本体に反映されている、「総額98,855百万円の債務免除の影響」

さて、前節の最後から4つ目の段落の【1】で示した※18の内容を踏まえると、※18において想定されている、「財務諸表に反映される影響」は、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(※19) (傍線筆者)であることがわかるが、この※19に見られる「債務免除の影響」については、次のことが言える。それは、※18で言及されている「総額98,855

百万円の債務免除」という記述を考慮すると、上記の※19に見られる「債務免除の影響」は、フジタの2006年連結財務諸表に反映される、「総額98,855百万円の債務免除の影響」（第1節で示した※23）を指している、と推察されるということである。

この※23に関しては、次の2つのことがわかる。まず、1つ目は、〈1〉：フジタの2006年連結財務諸表に反映される、「総額98,855百万円の債務免除の影響」（※23）は、同社の『有価証券報告書』（2006年版）を参照すると、フジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」（[事例2-1]）¹⁷⁾に示されている、「関係金融機関からの910億円程度の債務免除につきましては、平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただき、総額98,855百万円の債務免除が決定し、平成17年9月29日に債務免除が実行されました」という記述（※34）（傍線筆者）の形で、フジタの2006年連結財務諸表に反映されている、と理解できるということである¹⁸⁾。また、2つ目は、

17) (1)：「財務諸表等規則」（2005年6月16日改正）の第8条の5では、次のように記されており（①）、(2)：「連結財務諸表規則」（2004年12月28日改正）の第15条では、次のように記されている（②）。また、(3)：日本公認会計士協会（2004）の「2. 追加情報の定義」では、次のように記されている（③）。

①：「この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。」

②：「この規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。」

③：「追加情報とは、会計方針あるいは貸借対照表又は損益計算書等に注記すべきものとして規則等で具体的に規定しているもの以外の注記による情報をいい、利害関係人が企業集団又は会社の財政及び経営の状況に関して適正な判断を行う上で必要と認められる情報である。」

18) 前節の最後から4つ目の段落の〈1〉で言及した※10、即ち、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象（坂柳（2019）では、「※23」と表されている）との関係で、坂柳（2019, 203）においては、本稿の前節の最後から4つ目の段落の【1】で示した※18（坂柳（2019）では、「※24」と表されている）において想定されている※19、即ち、

〈2〉：フジタの2006年連結財務諸表に反映される、「総額98,855百万円の債務免除の影響」(※23)は、同社の『有価証券報告書』(2006年版)を参照すると、フジタの2006年連結財務諸表についての注記である「(連結キャッシュ・フロー計算書関係)」の注記に含まれる、「※5 重要な非資金取引の内容」([事例2-2])に見られるところの、(1)：「債務免除による短期借入金」の減少額が78,102百万円である旨の記述、及び(2)：「債務免除による長期借入金」の減少額が20,752百万円である旨の記述が考慮された結果として、[事例2-2]において、「債務免除による借入金」の減少額の合計が示されている、と推察される「98,855百万円」という形で、フジタの2006年連結財務諸表に反映されている、と理解できるということである。

【事例2-1】—フジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」

「I「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況」の解消について

当社グループは、当社が策定した「財務体質上の課題の根本的解決」と「収益基盤の強化」を柱とした「新中期経営計画」(平成17年3月31日策定)に沿って、前連結会計年度において148,977百万円の事業再構築費用を計上したため、145,206百万円の当期純損失となり、前連結会計年度末において119,240百万円の債務超過となっております。

「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響(坂柳(2019)では、「※25」と表されている)について、※18の内容を踏まえて、次の問題を指摘した。それは、《1》：※19は、※10によって「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)が発生した「平成17年6月10日」に生じた影響であるのか、それとも、《2》：※19は、「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)ではなく、「債務免除の実行」という事象(②)が発生した「平成17年9月29日」に生じた影響であるのか、という問題(☆3)である。この☆3が解決されるかどうかに関係なく、本文で示したフジタの2006年連結財務諸表に反映される「総額98,855百万円の債務免除の影響」(※23)は、本文で示した※34の形で、フジタの2006年連結財務諸表に反映されている、と理解することができる。

当社グループは、「財務体質上の課題の根本的解決」のために、「新中期経営計画」において計画されていた410億円程度の第三者割当増資による資本増強と、関係金融機関からの910億円程度の債務免除、ならびに建設関連不動産販売事業部門の会社分割の実現に向けてグループを挙げて取り組んでまいりました。

410億円程度の第三者割当増資につきましては、平成17年9月29日に、総額41,000百万円の第三者割当増資を実施し、ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスにすべて引受けていただきました。

関係金融機関からの910億円程度の債務免除につきましては、平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただき、総額98,855百万円の債務免除が決定し、平成17年9月29日に債務免除が実行されました。

建設関連不動産販売事業部門の会社分割につきましては、平成17年8月2日に建設関連不動産販売事業部門を会社分割し、新設した株式会社ジー・シー・リアルエステートへ販売用不動産等の資産39,632百万円と短期借入金等の負債39,622百万円を承継させました。更に資産の減損リスクを断ち切るために、平成17年9月22日に同社株式のすべてをグループ外の第三者へ譲渡いたしました。

これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消するとともに、不動産の所有に起因する地価下落等による資産の減損リスクを断ち切り、財務体質上の課題を根本的に解決することができました。」(傍線筆者)

[事例 2-2] - フジタの2006年連結財務諸表についての「(連結キャッシュ・フロー計算書関係)」の注記に含まれる「※5 重要な非資金取引の内容」

「債務免除による短期借入金	
減少額	78,102百万円
債務免除による長期借入金	
減少額	20,752百万円
計	98,855百万円」(傍線筆者)

他方、フジタの2006年連結財務諸表に反映される、「総額98,855百万円の債務免除の影響」(※23) (傍線筆者) については、次の2つのこともわかる。まず、1つ目は、《1》: フジタの2006年連結財務諸表に反映される※23は、そこに見られる「総額98,855百万円の債務免除」が、フジタの2006年連結財務諸表

のうちの、フジタの2006年連結損益計算書（同社の『有価証券報告書』（2006年版）の44頁を参照）の「VI 特別利益」の区分の「7 債務免除益」において、「98,855（百万円）」の「債務免除益」として反映されている、と理解できるということである。また、2つ目は、《2》：フジタの2006年連結財務諸表に反映される※23は、そこに見られる「総額98,855百万円の債務免除」が、フジタの2006年連結財務諸表のうちの、フジタの2006年連結キャッシュ・フロー計算書（同社の『有価証券報告書』（2006年版）の46頁を参照）の「I 営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分において、「△98,855（百万円）」の「債務免除益」として反映されている、と理解できるということである。

ここで、2つ前の段落の〈1〉で述べた意味で、フジタの2006年連結財務諸表に反映される※23は、[事例2-1]に示されている※34の形で、フジタの2006年連結財務諸表に反映されている、と理解できること、及び2つ前の段落の〈2〉で述べた意味で、フジタの2006年連結財務諸表に反映される※23は、[事例2-2]において、「債務免除による借入金」の減少額の合計が示されている、と推察される「98,855百万円」という形で、フジタの2006年連結財務諸表に反映されている、と理解できることと対比すると、次のことが言える。それは、(1)：前段落の《1》で述べた意味で、フジタの2006年連結財務諸表に反映される※23は、そこに見られる「総額98,855百万円の債務免除」が、フジタの2006年連結損益計算書の「VI 特別利益」の区分の「7 債務免除益」において、「98,855（百万円）」の「債務免除益」として反映されている、と理解できること、また、(2)：前段落の《2》で述べた意味で、フジタの2006年連結財務諸表に反映される※23は、そこに見られる「総額98,855百万円の債務免除」が、フジタの2006年連結キャッシュ・フロー計算書の「I 営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分において、「△98,855（百万円）」の「債務免除益」として反映されている、と理解できることを踏まえた上で、前節の最後から4つ目の段落の【1】で示した※18で言及されている、「総額98,855百万円の債務免除」という記述を考慮すると、※18において想定されている※19、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響（傍

線筆者)に見られる「債務免除の影響」が指している、と推察される「総額98,855百万円の債務免除の影響」(※23)は、「フジタの2006年連結財務諸表の本体に反映されている」という説明ができる、ということである¹⁹⁾。

そうであれば、※23については、〈1〉：前節の最後から4つ目の段落で述べたことを考慮して、一般的に、「当期の財務諸表」及び「将来の財務諸表」を想定し、また、〈2〉：前節の最後から4つ目の段落で言及したところの、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象(※10)との関係で、「債務免除の影響」という形の、フジタ

19) 本文で述べたこととの関係で、脚注18で示した問題(☆3)が解決されない場合には、坂柳(2019)で想定された※19、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に見られる、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係に注目すると、坂柳(2019,198)で提示した説明である※24(本稿では、「※18」と表されている)において想定されている※25、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」については、次のことが言える。それは、(1)：この※25、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に見られる「フジタの2006年連結財務諸表」が、本稿の本文の内容を踏まえて、「フジタの2006年連結財務諸表の本体」を指している、と理解した上で、(2)：坂柳(2019,198)で提示した※24(本稿では、「※18」と表されている)に見られる、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象(※23)(本稿では、「※10」と表されている)によって発生する、「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)、及び「債務免除の実行」という事象(②)について、上記の①と②の2つの事象が、坂柳(2019,198)で提示した※24の内容を踏まえると、共に「当社グループ」の「当連結会計年度」である「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に発生した事象であることを考慮して、上記の①と②の2つの事象を、一般的に「将来の特定の事象」と記述し、そして、(3)：前節の最後から4つ目の段落で述べたことを考慮して、一般的に「将来の財務諸表」を想定すると、上記の※25、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」は、脚注18で示した☆3が解決されないことによって、将来の財務諸表の本体に反映される「将来の特定の事象」の影響が生じた時点は特定できなくても、「将来の財務諸表の本体に反映される「将来の特定の事象」の影響を想定することはできる」ことに注目すると、「将来の財務諸表の本体に反映される「将来の特定の事象の影響」に焦点が当てられている影響」と特徴付けることができる、ということである。

の2006年連結財務諸表に反映される影響」(※19)について、脚注18で示した問題(☆3)、即ち、《1》※19は、※10によって「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)が発生した「平成17年6月10日」に生じた影響であるのか、それとも、《2》:※19は、「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)ではなく、「債務免除の実行」という事象(②)が発生した「平成17年9月29日」に生じた影響であるのか、という問題が解決されない場合に、上記の①、及び上記の②が、共に「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に発生した事象であることを考慮して、「将来の特定の事象」を想定すると、あるいは上記の☆3が解決された場合には、上記の①、及び上記の②のうちのいずれかの事象を考慮して、「将来の特定の事象」を想定すると、次のことが導かれる。それは、前段落で述べた意味で、※18において想定されている※19に見られる「債務免除の影響」が指している、と推察される※23は、「フジタの2006年連結財務諸表の本体に反映されている」という説明を踏まえると、前節の最後から4つ目の段落の【1】で示した※18において想定されている※19、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響(傍線筆者)に見られる「債務免除の影響」が指している、と推察される「総額98,855百万円の債務免除の影響」(※23)については、「将来の財務諸表の本体に反映される、「将来の特定の事象」の影響」(第1節で示した※24)を、想定することができるということである。

3. 「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表の本体に反映される影響」の関係—フジタの2006年連結財務諸表の本体に反映される、「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」

他方、第1節の最後から4つ目の段落の【2】で示した※21の内容を踏まえると、※21において想定されている、「財務諸表に反映される影響」は、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響(※22)(傍線筆者)であることがわかるが、この※22に見られる「第三者割当増資の影響」については、次のことが言える。それは、※21で言及され

ている「総額41,000百万円の第三者割当増資」という記述を考慮すると、上記の※22に見られる「第三者割当増資の影響」は、フジタの2006年連結財務諸表に反映される、「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」（第1節で示した※25）を指している、と推察されるということである。

この※25に関しては、まず、次のことがわかる。それは、フジタの2006年連結財務諸表に反映される※25、即ち、「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」は、フジタの『有価証券報告書』（2006年版）を参照すると、前節で示した〔事例2-1〕との関係では、〔事例2-1〕に示されている、「410億円程度の第三者割当増資につきましては、平成17年9月29日に、総額41,000百万円の第三者割当増資を実施し、ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスにすべて引受けていただきました」という記述（傍線筆者）の形で、フジタの2006年連結財務諸表に反映されている、と理解できるということである。

一方、《1》：①：フジタの2006年連結財務諸表に反映される、「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」（※25）（傍線筆者）に見られる「第三者割当増資」との関係で、フジタの『有価証券報告書』（2006年版）の28頁を見ると、そこでは、「1【株式等の状況】」の「(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】」（〔事例3-1〕。〔事例3-1〕に付されている傍線は、筆者によるものである。）が示されているが、この〔事例3-1〕に「(注)2」が付されていることを踏まえて、〔事例3-1〕についての説明がなされている、と理解できる「(注)2」（〔事例3-2〕）に注目すると、上記の※25に見られる「第三者割当増資」については、次のことがわかる。それは、※25、即ち、「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」（傍線筆者）に見られる「第三者割当増資」は、〔事例3-2〕に示されている、「平成17年6月8日の取締役会決議による平成17年9月29日付有限会社フジタ・ホールディングスへの第三者割当増資」を指している、と推察されるということである。次に、②：フジタの2006年連結財務諸表に反映される※25、即ち、「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」（傍線筆者）に見られる「総額41,000百万円」との関係で、〔事例3-2〕に注目すると、まず、次のことがわかる。それは、上記の①で言及した「平成17年6月8日の取締役会決議による平成17年9月29日付有限会社フ

ジタ・ホールディングスへの第三者割当増資（傍線筆者）に見られる「第三者割当増資」が、[事例3-2]に見られる「普通株式」と「C種優先株式」のうちの、どちらかの株式しか指していない旨の解釈、及び[事例3-2]に見られる「普通株式」と「C種優先株式」のどちらの株式も指していない旨の解釈を可能にするための根拠となる記述は、[事例3-2]には示されていないので、上記の「平成17年6月8日の取締役会決議による平成17年9月29日付有限会社フジタ・ホールディングスへの第三者割当増資」（傍線筆者）に見られる「第三者割当増資」は、[事例3-2]に見られる「普通株式」と「C種優先株式」の両方の株式についての「第三者割当増資」である、と推察されるということである。そうすると、(1):[事例3-2]中の「普通株式」について、[事例3-2]に見られる「普通株式24,444,445株 有償 発行価額110円」という記述から、「普通株式24,444,445株を、有償にて1株当たり発行価額110円で発行した」旨の内容を読み取り、そして、(2):[事例3-2]中の「C種優先株式」について、[事例3-2]に見られる「C種優先株式44,444,445株 有償 発行価額862円」という記述から、「C種優先株式44,444,445株を、有償にて1株当たり発行価額862円で発行した」旨の内容を読み取る場合には、次のことが言える。それは、フジタの2006年連結財務諸表に反映される※25、即ち、「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」（傍線筆者）で言及されている、「総額41,000百万円」は、[事例3-2]に見られる「株式」、即ち、上で言及したところの、[事例3-2]に見られる「普通株式」と「C種優先株式」の両方の株式に関して、[1]:[事例3-2]中の「普通株式」についての、「[事例3-2]に見られる「普通株式」の発行価額の総額」（第1節で示した※26）である、 $24,444,445 \text{ (株)} \times 110 \text{ (円)} = 2,688,888,950 \text{ (円)}$ と、[2]:[事例3-2]中の「C種優先株式」についての、「[事例3-2]に見られる「C種優先株式」の発行価額の総額」（第1節で示した※27）である、 $44,444,445 \text{ (株)} \times 862 \text{ (円)} = 38,311,111,590 \text{ (円)}$ を合計した、 $2,688,888,950 + 38,311,111,590 \div 41,000 \text{ (百万円)}$ を指している、と解釈できるということである²⁰⁾。

20) フジタの『有価証券報告書』（2006年版）の25頁～27頁に見られる、「1【株式等

【事例3-1】一フジタの「1【株式等の状況】」の「(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】」

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
…						
平成17年 9月29日 (注)2	68,888	88,888	20,500	21,500	20,500	20,750
…						

の状況】」の「(1)【株式の総数等】②【発行済株式】」の「(注)」の「(1)議決権」, 「(2)優先配当金」, 「(3)残余財産の分配」, 「(4)転換請求権」, 「(5)株式の併合または分割, 新株引受権等」, 「(6)優先順位」においては, 本文で言及した「C種優先株式」の内容が示されている。以下では, 紙幅の都合により, 「(1)議決権」で示されている内容, 及び「(2)優先配当金」で示されている一部の内容を紹介する。

「(1)議決権

本件優先株式を有する株主(以下「本件優先株主」という。)は, 株主総会において議決権を有しない。ただし, 前事業年度にかかる本件優先株式に関わる優先配当(以下に定義する。)を行う旨の議案が取締役会に上程されない場合または否決された場合, 当該事業年度にかかる定時株主総会より, 本件優先株主に対して本件優先株式に関わる優先配当を行うときまで議決権を有するものとする。…」

「(2)優先配当金

①優先配当金の計算

本件優先株式1株につき行う金銭による剰余金の配当(以下「優先配当」という。)は, 1株につき本件優先株式の発行価額(862円)にそれぞれの事業年度ごとに下記の配当年率を乗じて算出した額とする。優先配当は, 円位未満小数第4位まで算出し, その小数第4位を四捨五入する。

払込期日以降, 次回配当年率修正日の前日までの各事業年度について, 下記算式により計算される配当年率(以下「配当年率」という。)とする。

$$\text{配当年率} = \text{日本円TIBOR (6ヶ月物)} + 450\text{bp}$$

配当年率は, %位未満小数第4位まで算出し, その小数第4位を四捨五入する。

- ・「配当年率修正日」は, 平成17年4月1日および, 以降毎年4月1日とする。当日が, 銀行休業日の場合は, 前営業日を配当年率修正日とする。
- ・「日本円TIBOR (6ヶ月物)」は, 平成17年4月1日または各配当年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において, 午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会連合会によって公表される数値の平均値を指すものとする。」

〔事例3-2〕 — 〔事例3-1〕 に付されている「(注)2」

〔注)2 平成17年6月8日の取締役会決議による平成17年9月29日付有限会社フジタ・ホールディングスへの第三者割当増資

普通株式	24,444,445株	有償	発行価額110円	資本組入額	55円
C種優先株式	44,444,445株	有償	発行価額862円	資本組入額	431円

(傍線筆者)

他方、《2》：〔事例3-2〕に見られる、「普通株式 24,444,445株 有償 発行価額110円 資本組入額 55円」という記述（※35）（傍線筆者）から、「普通株式 24,444,445株を、有償にて1株当たり発行価額110円で発行し、その1株当たり発行価額110円のうち、資本組入額は、1株当たり55円である」旨の内容（※36）を読み取る場合には、上記の※35について、次の理解が可能である。それは、※35においては、次の2つのことが想定されている、即ち、(1)：上記の※36を踏まえると、普通株式1株当たりの発行価額、と解釈できる110円の1/2の金額である55円は、「普通株式1株当たりの発行価額のうち、普通株式1株当たりの「資本組入額」」であること、及び(2)：上記の※36より、普通株式1株当たりの発行価額、と解釈できる110円から、上の(1)で言及した「普通株式1株当たりの「資本組入額」」である55円を控除した金額、即ち、 $110 - 55 = 55$ （円）は、「普通株式1株当たりの発行価額のうち、普通株式1株当たりの「資本組入額ではない金額」」であることが想定されている、という理解である。この理解に基づくと、次の2つのことが示唆される。まず、1つ目は、①：1：「普通株式1株当たりの発行価額のうち、普通株式1株当たりの「資本組入額」」ではなく、2：前段落の《1》の[1]で言及したところの、「〔事例3-2〕に見られる「普通株式」の発行価額の総額」（※26）である2,688,888,950（円）（ $= 24,444,445$ （株） $\times 110$ （円））に関しては、「※26のうち、普通株式24,444,445株についての「資本組入額」」（第1節で示した※28）は、 $24,444,445$ （株） $\times 110$ （円） $\times 1/2 = 1,344,444,475$ （円）になる、ということである。そして、2つ目は、②：1：「普通株式1株当たりの発行価額のうち、普通株式1株当たりの「資本組入額ではない金額」」ではなく、2：「※26のうち、

普通株式24,444,445株についての「資本組入額ではない金額」（第1節で示した※31）は、前段落の《1》の[1]で言及した「[事例3-2]に見られる「普通株式」の発行価額の総額」（※26）である2,688,888,950（円）から、上記の※28である1,344,444,475（円）を控除した金額、即ち、 $2,688,888,950 - 1,344,444,475 = 1,344,444,475$ （円）になる、ということである。

また、《3》：[事例3-2]に見られる、「C種優先株式 44,444,445株 有償 発行価額862円 資本組入額 431円」という記述（※37）（傍線筆者）から、「C種優先株式44,444,445株を、有償にて1株当たり発行価額862円で発行し、その1株当たり発行価額862円のうち、資本組入額は、1株当たり431円である」旨の内容（※38）を読み取る場合には、上記の※37について、次の理解が可能である。それは、※37においては、次の2つのことが想定されている、即ち、(1)：上記の※38を踏まえると、C種優先株式1株当たりの発行価額、と解釈できる862円の1/2の金額である431円は、「C種優先株式1株当たりの発行価額のうち、C種優先株式1株当たりの「資本組入額」」であること、及び(2)：上記の※38より、C種優先株式1株当たりの発行価額、と解釈できる862円から、上の(1)で言及した「C種優先株式1株当たりの「資本組入額」」である431円を控除した金額、即ち、 $862 - 431 = 431$ （円）は、「C種優先株式1株当たりの発行価額のうち、C種優先株式1株当たりの「資本組入額ではない金額」」であることが想定されている、という理解である。この理解に基づくと、次の2つのことが示唆される。まず、1つ目は、①：1.：「C種優先株式1株当たりの発行価額のうち、C種優先株式1株当たりの「資本組入額」」ではなく、2.：2つ前の段落の《1》の[2]で言及したところの、「[事例3-2]に見られる「C種優先株式」の発行価額の総額」（※27）である38,311,111,590（円）（ $= 44,444,445$ （株） $\times 862$ （円））に関しては、「※27のうち、C種優先株式44,444,445株についての「資本組入額」（第1節で示した※29）は、 $44,444,445$ （株） $\times 862$ （円） $\times 1/2 = 19,155,555,795$ （円）になる、ということである。そして、2つ目は、②：1.：「C種優先株式1株当たりの発行価額のうち、C種優先株式1株当たりの「資本組入額ではない金額」」ではなく、2.：「※27のうち、C種優先株式44,444,445株についての「資本

組入額ではない金額」(第1節で示した※32)は、2つ前の段落の《1》の[2]で言及した「[事例3-2]に見られる「C種優先株式」の発行価額の総額」(※27)である38,311,111,590(円)から、上記の※29である19,155,555,795(円)を控除した金額、即ち、 $38,311,111,590 - 19,155,555,795 = 19,155,555,795$ (円)になる、ということである。

ここで、《4》:[1]:2つ前の段落の《2》の②の[2.]で言及した※31、即ち、「※26のうちの、普通株式24,444,445株についての「資本組入額ではない金額」、及び[2]:前段落の《3》の②の[2.]で言及した※32、即ち、「※27のうちの、C種優先株式44,444,445株についての「資本組入額ではない金額」」を考慮して、本稿の議論と関係する「商法」の第284条の2第2項([制度3-1](1))、及び第288条の2第1項([制度3-1](2))を見てみよう。そうすると、次のことがわかる。それは、①:[制度3-1](1)においては、「株式ノ発行価額」の「二分ノ一」を超えない額が、「資本ニ組入レザル」ことができる旨が示されている、ということであり、②:[制度3-1](2)においては、「株式ノ発行価額」の中の「資本ニ組入レザル」額を、「資本準備金」として積立てることが求められる旨が示されている、ということである。他方、[制度3-1](1)に示されている「株式ノ発行価額」、及び[制度3-1](2)に示されている「株式ノ発行価額」と、[事例3-2]に見られる2つの「株式」、即ち、「普通株式」と「C種優先株式」という2つの株式の関係について、[事例3-2]の内容を踏まえると、[制度3-1](1)に示されている「株式ノ発行価額」(傍線筆者)、及び[制度3-1](2)に示されている「株式ノ発行価額」(傍線筆者)に見られる「株式」が、[事例3-2]に見られる「普通株式」と「C種優先株式」のうちの、どちらかの株式しか指していない旨の解釈、及び[事例3-2]に見られる「普通株式」と「C種優先株式」のどちらの株式も指していない旨の解釈を可能にするための根拠となる記述は、[事例3-2]には示されていないことがわかる。そうであれば、次の解釈が成立する。それは、[制度3-1](1)に示されている「株式ノ発行価額」(傍線筆者)、及び[制度3-1](2)に示されている「株式ノ発行価額」(傍線筆者)に見られる「株式」は、[事例3-2]においては、そこに

見られる「普通株式」と「C種優先株式」の両方の株式を指している、という解釈である。

〔制度3-1〕—商法284条の2,2項, 288条の2,1項

- (1): 「株式ノ発行価額ノ二分ノ一ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得」
(284条の2,2項) (傍線筆者)
- (2): 「左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス
一 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額
…」 (288条の2,1項) (傍線筆者)

一方, 《5》—〈1〉: 前段落で示した解釈, そして, [事例3-2]に見られる「普通株式」と「C種優先株式」の両方の株式に関しては, [事例3-2]に見られる「24,444,445株」の普通株式, 及び[事例3-2]に見られる「44,444,445株」のC種優先株式に注目した上で, [事例3-2]に見られる「24,444,445株」の普通株式の発行価額と, [事例3-2]に見られる「44,444,445株」のC種優先株式の発行価額を合計した, 「株式」の発行価額の総額を計算する意味があることを踏まえると, 次のことが言える。それは, [制度3-1] (1)に示されている「株式ノ発行価額」, 及び[制度3-1] (2)に示されている「株式ノ発行価額」は, [事例3-2]で示されている内容と整合する金額として, 上で言及した「株式」の発行価額の総額であるところの, [事例3-2]中の「普通株式」についての「[事例3-2]に見られる「普通株式」の発行価額の総額」(※26)である, $24,444,445 \text{ (株)} \times 110 \text{ (円)} = 2,688,888,950 \text{ (円)}$ と, [事例3-2]中の「C種優先株式」についての「[事例3-2]に見られる「C種優先株式」の発行価額の総額」(※27)である, $44,444,445 \text{ (株)} \times 862 \text{ (円)} = 38,311,111,590 \text{ (円)}$ を合計した, 41,000 (百万円)を指している, と解釈できるということである。そうであれば, 次のことがわかる。

それは, 《5》—〈2〉: [制度3-1] (1)に示されている「株式ノ発行価額」は, 前段落で述べたことを踏まえると, [事例3-2]で示されている内容と整

合する金額として、「[事例3-2]」に見られる「普通株式」の発行価額の総額（※26）である2,688,888,950（円）と、「[事例3-2]」に見られる「C種優先株式」の発行価額の総額（※27）である38,311,111,590（円）を合計した、41,000（百万円）を指している、と解釈できるので、[制度3-1]（1）に示されている「株式ノ発行価額」の「二分ノ一」の額は、[事例3-2]で示されている内容と整合する金額としての、 $41,000 \div 2 = 20,500$ （百万円）を指していると解釈できる、ということである。そして、このことと、2つ前の段落の《4》の①で述べたことより、[制度3-1]（1）においては、「株式ノ発行価額」の「二分ノ一」を超えない額が、「資本ニ組入レザル」ことができることを踏まえると、次のことが言える。それは、[制度3-1]（1）に従うと、[事例3-2]で示されている内容と整合する金額としての、[制度3-1]（1）に示されている「株式ノ発行価額」の「二分ノ一」の額が指している、と解釈できる「20,500（百万円）」を超えない額は、[制度3-1]において想定されている、「資本ニ組入レザル」額になる、ということである。

他方、《6》：〔1〕：本節の《2》を付した段落の②の②で述べた意味の※31、即ち、本節の《1》を付した段落の〔1〕で言及した※26である2,688,888,950（円）から、本節の《2》を付した段落の①の②で言及した※28、即ち、「※26のうちの、普通株式24,444,445株についての「資本組入額」」である1,344,444,475（円）を控除した金額である、 $2,688,888,950 - 1,344,444,475 = 1,344,444,475$ （円）になる※31と、「[事例3-2]」に見られる「普通株式」の発行価額の総額（※26）を考慮すると、また、〔2〕：本節の《3》を付した段落の②の②で述べた意味の※32、即ち、本節の《1》を付した段落の〔2〕で言及した※27である38,311,111,590（円）から、本節の《3》を付した段落の①の②で言及した※29、即ち、「※27のうちの、C種優先株式44,444,445株についての「資本組入額」」である19,155,555,795（円）を控除した金額である、 $38,311,111,590 - 19,155,555,795 = 19,155,555,795$ （円）になる※32と、「[事例3-2]」に見られる「C種優先株式」の発行価額の総額（※27）を考慮すると、※31と※32に関しては、次のことがわかる。それは、（1）：「※26のうちの、普通株式24,444,445株についての「資本組

入額ではない金額」(※31)と、(2):「※27のうちの、C種優先株式44,444,445株についての「資本組入額ではない金額」(※32)は、共に「[事例3-2]において、「株式」の発行価額についての「資本組入額ではない金額」、と特徴付けられるので、※31と※32を合計した、「株式」の発行価額の中の、「資本組入額ではない金額」の総額」(第1節で示した※33)を計算すると、※33は、[事例3-2]で示されている内容と整合する金額として、上記の【1】で述べた意味の、1,344,444,475(円)になる※31と、上記の【2】で述べた意味の、19,155,555,795(円)になる※32を合計した、 $1,344,444,475 + 19,155,555,795 = 20,500,000,270$ (円) $\div 20,500$ (百万円)になる、ということである。

《7》: そうすると、次のことがわかる。それは、前段落の【1】で述べた意味の、1,344,444,475(円)になる※31と、前段落の【2】で述べた意味の、19,155,555,795(円)になる※32を合計した、 $1,344,444,475 + 19,155,555,795 \div 20,500$ (百万円)になるところの、前段落で言及した「株式」の発行価額の中の、「資本組入額ではない金額」の総額(※33)は、2つ前の段落で言及されているところの、[制度3-1](1)に示されている「株式ノ発行価額」の「二分ノ一」の額が指している、と解釈できる「20,500(百万円)」を超えない額になる、ということである。そして、このことと、本節の《4》を付した段落の①で述べたことより、[制度3-1](1)においては、「株式ノ発行価額」の「二分ノ一」を超えない額が、「資本組入レザル」ことができることを踏まえると、次のことが言える。それは、1,344,444,475(円)になる上記の※31と、19,155,555,795(円)になる上記の※32を合計した、 $1,344,444,475 + 19,155,555,795 = 20,500,000,270$ (円) $\div 20,500$ (百万円)になる※33、即ち、「株式」の発行価額の中の、「資本組入額ではない金額」の総額は、[制度3-1](1)に従うと、[制度3-1](1)に示されている「株式ノ発行価額」の「二分ノ一」を超えない額として、「資本組入レザル」額になる、ということである。

《8》: 他方、[制度3-1](1)に従って、[制度3-1](1)に示されている「株式ノ発行価額」の「二分ノ一」を超えない額として、「資本組入レザル」ことになる、前段落で言及した※33、即ち、「株式」の発行価額の中の、「資

本組入額ではない金額」の総額」と、[事例3-1]との関係については、次のことが言える。それは、※33は、本節の《4》を付した段落の②で述べたことより、[制度3-1](2)に従って、[制度3-1](2)に示されている「株式ノ発行価額」の中の「資本ニ組入レザル」額になり、そのような「資本ニ組入レザル」額になる※33は、[制度3-1](2)に従うと、「資本準備金」として積立てられることになるので、本節の《6》を付した段落の【1】で述べた意味の、1,344,444,475(円)になる※31と、本節の《6》を付した段落の【2】で述べた意味の、19,155,555,795(円)になる※32を合計した、20,500(百万円)になる※33、即ち、「株式」の発行価額のうちの、「資本組入額ではない金額」の総額は、[事例3-1]の中の「資本準備金増減額」に示されている、「(注)2」についての平成17年9月29日時点での「資本準備金」の増加額を表す「20,500(百万円)」を指している、と解釈できるということである。

次に、《9》:(1):「[事例3-2]に見られる「普通株式」の発行価額の総額」(※26)に関して、本節の《2》を付した段落の①の[2.]で言及した、1,344,444,475(円)になる※28、即ち、「※26のうちの、普通株式24,444,445株についての「資本組入額」、及び(2):「[事例3-2]に見られる「C種優先株式」の発行価額の総額」(※27)に関して、本節の《3》を付した段落の①の[2.]で言及した、19,155,555,795(円)になる※29、即ち、「※27のうちの、C種優先株式44,444,445株についての「資本組入額」は、共に「[事例3-2]において、「株式」の発行価額についての「資本組入額」、と特徴付けられるので、※28と※29に関しては、次のことがわかる。それは、※28と※29を合計した、「株式」の発行価額のうちの、「資本組入額」の総額」(第1節で示した※30)を計算すると、※30は、[事例3-2]で示されている内容と整合する金額として、上記の(1)で述べた意味の、1,344,444,475(円)になる※28と、上記の(2)で述べた意味の、19,155,555,795(円)になる※29を合計した、 $1,344,444,475 + 19,155,555,795 = 20,500,000,270$ (円) $\approx 20,500$ (百万円)になる、ということである。

他方、《10》—〈1〉:本節の《4》を付した段落の①で述べたことより、[制度3-1](1)において、「株式ノ発行価額」の「二分ノ一」を超えない額が、「資

本二組入レザル」ことができる旨が示されていることを踏まえると、[制度3-1] (1)においては、「株式ノ発行価額」のうちの、「資本二組入レザル」額」が想定されていることがわかる。また、本節の《4》を付した段落の②で述べたことより、[制度3-1] (2)において、「株式ノ発行価額」の中の「資本二組入レザル」額を、「資本準備金」として積立てることが求められる旨が示されていることを踏まえると、[制度3-1] (2)においては、「株式ノ発行価額」の中の、「資本二組入レザル」額」が想定されていることがわかる。

そうすると、《10》—〈2〉：まず、[制度3-1] (1)については、次のことが言える。それは、[1]：①：前段落で述べた意味の、[制度3-1] (1)において想定されている、「株式ノ発行価額」のうちの、「資本二組入レザル」額」とは異なるところの、②：[制度3-1] (1)において明確に示されているわけではないが、[制度3-1] (1)に反しない形の、「株式の発行価額」のうちの、「資本に組入れる」額」を想定することができる、ということである。また、[制度3-1] (2)については、次のことが言える。それは、[2]：①：前段落で述べた意味の、[制度3-1] (2)において想定されている、「株式ノ発行価額」の中の、「資本二組入レザル」額」とは異なるところの、②：[制度3-1] (2)において明確に示されているわけではないが、[制度3-1] (2)に反しない形の、「株式の発行価額」の中の、「資本に組入れる」額」を想定することができる、ということである。

そうであれば、《10》—〈3〉：3つ前の段落の《9》で言及した※30、即ち、「株式」の発行価額のうちの、「資本組入額」の総額」については、次の2つのことがわかる。まず、1つ目は、①：※30は、前段落の[1]で述べたことを踏まえると、[制度3-1] (1)において想定されている、「株式ノ発行価額」のうちの、「資本二組入レザル」額」とは異なるところの、[制度3-1] (1)に反しない形の、[制度3-1] (1)において想定できる、「株式の発行価額」のうちの、「資本に組入れる」額」になる、と解釈できるということである。また、2つ目は、②：※30は、前段落の[2]で述べたことを踏まえると、[制度3-1] (2)において想定されている、「株式ノ発行価額」の中の、「資本二組入レザル」額」とは異なるところの、[制

度3-1] (2)に反しない形の、[制度3-1] (2)において想定できる、「株式の発行価額」の中の、「資本に組入れる」額」になる、と解釈できるということである。

ここで、《11》:〈1〉:本節の《8》を付した段落で述べた意味で、[制度3-1] (1)に従って、[制度3-1] (1)に示されている「株式ノ発行価額」の「二分ノ一」を超えない額として、「資本ニ組入レザル」ことになる※33、即ち、「株式」の発行価額のうち、「資本組入額ではない金額」の総額は、[制度3-1] (2)に従って、[制度3-1] (2)に示されている「株式ノ発行価額」の中の「資本ニ組入レザル」額になり、そのような「資本ニ組入レザル」額になる※33は、[制度3-1] (2)に従うと、「資本準備金」として積立てられることになるので、本節の《6》を付した段落の【1】で述べた意味の、1,344,444,475 (円)になる※31と、本節の《6》を付した段落の【2】で述べた意味の、19,155,555,795 (円)になる※32を合計した、20,500 (百万円)になる※33は、[事例3-1] との関係では、[事例3-1] の中の「資本準備金増減額」に示されている、「(注)2」についての平成17年9月29日時点での「資本準備金」の増加額を表す「20,500 (百万円)」を指している、と解釈できることと対比すると、〈2〉:※30、即ち、「株式」の発行価額のうち、「資本組入額」の総額」に関して、前段落の①で述べたことを踏まえた上での、[制度3-1] (1)に反しない形の、[制度3-1] (1)において想定できる、「株式の発行価額」のうち、「資本に組入れる」額」になる、と解釈できる※30、及び前段落の②で述べたことを踏まえた上での、[制度3-1] (2)に反しない形の、[制度3-1] (2)において想定できる、「株式の発行価額」の中の、「資本に組入れる」額」になる、と解釈できる※30については、[事例3-1] との関係で、次のことが言える。それは、1.: [事例3-1] の中の「資本準備金増減額」に示されている、「(注)2」についての平成17年9月29日時点での「資本準備金」の増加額を表す「20,500 (百万円)」, 及び2.: [事例3-1] の中の「資本金増減額」に示されている、「(注)2」についての平成17年9月29日時点での「資本金」の増加額を表す「20,500 (百万円)」に注目し、上記の〈1〉で述べた意味の、20,500 (百万円)になる※33が、[事例3-1] の中の「資本準備金増減額」に示されている、「(注)2」についての平成17年9月29日時点での「資本準備金」の増加額を表す「20,500 (百万円)」を

指している、と解釈できることを考慮すると、本節の《9》を付した段落の(1)で述べた意味の、1,344,444,475 (円) になる※28と、本節の《9》を付した段落の(2)で述べた意味の、19,155,555,795 (円) になる※29を合計した、 $1,344,444,475 + 19,155,555,795 = 20,500,000,270$ (円) $\div 20,500$ (百万円) になる※30、即ち、「株式」の発行価額のうち、「資本組入額」の総額は、[事例3-1]の中の「資本金増減額」に示されている、「(注)2」についての平成17年9月29日時点での「資本金」の増加額を表す「20,500 (百万円)」を指している、と解釈できるということである。

他方、《12》—〈1〉：本節の《8》を付した段落で述べた意味で、※33が、[事例3-1]の中の「資本準備金増減額」に示されている、「(注)2」についての平成17年9月29日時点での「資本準備金」の増加額を表す「20,500 (百万円)」を指している、と解釈できることに関して、「財務諸表等規則」(2004年2月28日改正)の第63条第1項([制度3-2](1))、及び「連結財務諸表規則」(2004年12月28日改正)の第42条([制度3-2](2))を見ると、次のことがわかる。それは、「株式」の発行価額のうち、「資本組入額ではない金額」の総額(※33)は、[制度3-2](1)に見られる「資本準備金」という名称が付された、「資本剰余金」の増加額を表す「20,500 (百万円)」を指している、と解釈できるということである。また、このことを踏まえると、※33は、[制度3-2](2)に見られる「資本剰余金」の科目をもって掲記された、「資本剰余金」の増加額を表す「20,500 (百万円)」を指している、と解釈できることがわかる。

〔制度3-2〕一財務諸表等規則63条1項、連結財務諸表規則42条

(1)：「資本剰余金に属する剰余金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金の名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 資本準備金
 …」（財務諸表等規則63条1項）（傍線筆者）

(2)：「資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。」（連結財務諸表規則42条）（傍線筆者）

また、《12》—〈2〉：2つ前の段落の《11》の〈2〉で述べた意味で、※28と※29を合計した、20,500（百万円）になる※30が、〔事例3-1〕の中の「資本金増減額」に示されている、「(注)2」についての平成17年9月29日時点での「資本金」の増加額を表す「20,500（百万円）」を指している、と解釈できることを踏まえて、〔制度3-2〕(2)を見ると、次のことがわかる。それは、「株式」の発行価額のうちの、「資本組入額」の総額（※30）は、以下に示す「財務諸表等規則」（2004年2月28日改正）の第60条（〔制度3-3〕）、及び〔制度3-2〕(2)に見られる「資本金」の科目をもつて掲記された、「資本金」の増加額を表す「20,500（百万円）」を指している、と解釈できるということである。

〔制度3-3〕一財務諸表等規則60条

「資本金は、資本金の科目をもつて掲記しなければならない。」（傍線筆者）

ここで、本節の前段落までの議論を踏まえた上で、第1節の最後から4つ目の段落の【2】で示した※21で言及されている「総額41,000百万円の第三者割当増資」という記述を考慮して、※21において想定されている※22、即ち、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）に見られる「第三者割当増資の影響」が指している、と推察される「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」（※25）については、次の問題を提起することができる。それは、第1節の最後から4つ目の段落の

【2】で示した※21において想定されている※22、即ち、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に見られる「第三者割当増資の影響」が指している、と推察される※25は、より具体的には、どのような意味で、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響と言えるのか、という問題(※39)である。

この※39を考察するに当たって、本節の《1》を付した段落の①においては、そこで述べた意味で、※25、即ち、「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」(傍線筆者)に見られる「第三者割当増資」は、[事例3-2]に示されている、「平成17年6月8日の取締役会決議による平成17年9月29日付有限会社フジタ・ホールディングスへの第三者割当増資」を指している、と推察されること、及び本節の《1》を付した段落の②においては、そこで述べた意味で、※25、即ち、「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」(傍線筆者)で言及されている、「総額41,000百万円」は、[事例3-2]に見られる「普通株式」と「C種優先株式」の両方の株式に関して、[事例3-2]中の「普通株式」についての、「[事例3-2]に見られる「普通株式」の発行価額の総額」(※26)である2,688,888,950(円)と、[事例3-2]中の「C種優先株式」についての、「[事例3-2]に見られる「C種優先株式」の発行価額の総額」(※27)である38,311,111,590(円)を合計した、41,000(百万円)を指している、と解釈できるので、上記の※25に関しては、次の2つのことが言える。まず、1つ目は、【1】：本節の《11》を付した段落の〈2〉で述べた意味の、1,344,444,475(円)になる※28と、19,155,555,795(円)になる※29を合計した、 $1,344,444,475 + 19,155,555,795 = 20,500,000,270$ (円) $\div 20,500$ (百万円)になる※30、即ち、「株式」の発行価額のうち、「資本組入額」の総額は、[事例3-1]中の「資本金増減額」に示されている、「(注)2」についての平成17年9月29日時点での「資本金」の増加額を表す「20,500(百万円)」を指している、と解釈できるので、上記の※25、即ち、「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」には、本節の《12》—〈2〉を付した段落で述べた意味で、[制度3-3]、及び[制度3-2](2)に見られる「資本金」の科目をもって掲記された、「資本金」の増加額を表す「20,500(百万円)」を指している、と解

積できる※30の影響が含まれる、と理解することができる、ということである。また、2つ目は、【2】：本節の《8》を付した段落で述べた意味で、[制度3-1] (1)に従って、[制度3-1] (1)に示されている「株式ノ発行価額」の「二分ノ一」を超えない額として、「資本ニ組入レザル」ことになる※33、即ち、「株式」の発行価額のうち、「資本組入額ではない金額」の総額は、[制度3-1] (2)に従って、[制度3-1] (2)に示されている「株式ノ発行価額」の中の「資本ニ組入レザル」額になり、そのような「資本ニ組入レザル」額になる※33は、[制度3-1] (2)に従うと、「資本準備金」として積立てられることになるので、本節の《6》を付した段落の【1】で述べた意味の、1,344,444,475 (円)になる※31と、本節の《6》を付した段落の【2】で述べた意味の、19,155,555,795 (円)になる※32を合計した、20,500 (百万円)になる※33は、[事例3-1]の中の「資本準備金増減額」に示されている、「(注)2」についての平成17年9月29日時点での「資本準備金」の増加額を表す「20,500 (百万円)」を指している、と解釈できるので、上記の※25、即ち、「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」には、本節の《12》—〈1〉を付した段落で述べた意味で、[制度3-2] (2)に見られる「資本剰余金」の科目をもって掲記された、「資本剰余金」の増加額を表す「20,500 (百万円)」を指している、と解釈できる※33の影響が含まれる、と理解することができる、ということである。

そうすると、先に示した※39、即ち、第1節の最後から4つ目の段落の【2】で示した※21において想定されている※22、即ち、「「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に見られる「第三者割当増資の影響」が指している、と推察される※25は、より具体的には、どのような意味で、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響と言えるのか、という問題については、次のことが言える。それは、次の「2つのこと」を踏まえると、※21において想定されている※22、即ち、「「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に見られる「第三者割当増資」が指している、と推察される「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」(※25)には、前段落の【1】で述

べた意味の※30の影響、及び前段落の【2】で述べた意味の※33の影響が含まれる、と理解できることを考慮すると、※25は、「フジタの2006年連結財務諸表の本体に反映される」という説明ができる、ということである。

ここで、前段落で言及した「2つのこと」のうちの、1つ目は、【1】：2つ前の段落の【1】で述べたことを踏まえると、1,344,444,475（円）になる※28と、19,155,555,795（円）になる※29を合計した、 $1,344,444,475 + 19,155,555,795 = 20,500$ （百万円）になる、「株式」の発行価額のうちの、「資本組入額」の総額（※30）については、[事例3-1]より、「平成17年9月29日時点の※30」と理解できるところの、※30が指していると解釈できる、[制度3-3]及び[制度3-2] (2)に見られる「資本金」の科目をもって掲記された、「資本金」の増加額を表す「20,500（百万円）」が、フジタの『有価証券報告書』（2006年版）の42頁～43頁に示されている、フジタの2006年連結貸借対照表の「(資本の部)」の「Ⅰ 資本金」に計上される金額の算定に当たって考慮される、ということである。また、前段落で言及した「2つのこと」のうちの、2つ目は、【2】：2つ前の段落の【2】で述べたことを踏まえると、1,344,444,475（円）になる※31と、19,155,555,795（円）になる※32を合計した、 $1,344,444,475 + 19,155,555,795 = 20,500$ （百万円）になる、「株式」の発行価額のうちの、「資本組入額ではない金額」の総額（※33）については、[事例3-1]より、「平成17年9月29日時点の※33」と理解できるところの、※33が指していると解釈できる、[制度3-2] (2)に見られる「資本剰余金」の科目をもって掲記された、「資本剰余金」の増加額を表す「20,500（百万円）」が、フジタの『有価証券報告書』（2006年版）の42頁～43頁に示されている、フジタの2006年連結貸借対照表の「(資本の部)」の「Ⅱ 資本剰余金」に計上される金額の算定に当たって考慮される、ということである。

そうであれば、先に示した問題（※39）で言及されている※25については、〈1〉：第1節の最後から4つ目の段落で述べたことを考慮して、一般的に、「当期の財務諸表」及び「将来の財務諸表」を想定し、また、〈2〉：第1節の最後から4つ目の段落で言及したところの、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総

額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象（※20）が、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に発生した事象であることを考慮して、「将来の特定の事象」を想定すると、次のことが導かれる。それは、2つ前の段落で述べたこと、及び前段落で述べたことを考慮した上での、※21において想定されている※22に見られる「第三者割当増資の影響」が指している、と推察される※25は、「フジタの2006年連結財務諸表の本体に反映される」という説明を踏まえると、第1節の最後から4つ目の段落の【2】で示した※21において想定されている※22、即ち、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響（傍線筆者）に見られる「第三者割当増資の影響」が指している、と推察される「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」（※25）については、「将来の財務諸表の本体に反映される、「将来の特定の事象」の影響」（※24）を、想定することができるということである²¹⁾。

21) 本文で述べたこととの関係で、坂柳（2019）で想定された※19、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）に見られる、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係に注目すると、坂柳（2019, 201）で提示した※27（本稿では、「※21」と表されている）において想定されている※28、即ち、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」については、(1): 坂柳（2019, 201）で提示した※27に見られる、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象（※26）（傍線筆者）を、坂柳（2019, 201）で提示した※27の内容を踏まえた上で、「当社グループ」の「当連結会計年度」である、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に発生した事象であることを考慮して、一般的に「将来の特定の事象」と記述し、また、(2): 本文の第1節の最後から4つ目の段落で述べたことを考慮して、一般的に「将来の財務諸表」を想定すると、次のことが言える。それは、①: 坂柳（2019, 202-203）で述べた意味で、坂柳（2019, 201）で提示した※27において想定されている※28、即ち、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」は、「平成17年9月29日」に、坂柳（2019, 201）で提示した※27に見られる※26、即ち「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて

4. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿では、第1節で提示した次の問題を考察した。それは、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」(※6)は、どのような意味の「将来の財務諸表」についての「将来の財務諸表に反映される影響」であるのか、という問題(※17)である。

この※17を考察するに当たって、第1節の最後から4つ目の段落の【1】で示した※18において想定されている※19、即ち、「「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」との関係で、第2節においては、そこで述べた意味で、※18で言及されている「総額98,855百万円の債務免除」という記述を考慮して、※18において想定されている※19に見られる「「債務免除の影響」が指している、と推察される「総額98,855百万円の債務免除の影響」(※23)は、「フジタの2006年連結財務諸表の本体に反映されている」という説明ができることを示した。そして、このことを踏まえた上で、第2節では、そこで述べた意味で、前段落の【1】で示した※18において想定されている※19に見られる「「債務免除の影響」が指している、と推察される※23については、※24を想定することができることを指摘した。

他方、第1節の最後から4つ目の段落の【2】で示した※21において想定されている※22、即ち、「「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年

引受けた」という事象(傍線筆者)によって生じる影響であること、及び②:上記の「「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(※28)(傍線筆者)、即ち、本稿での※22に見られる「フジタの2006年連結財務諸表」は、本文の本節の最後から2つ目の段落、及び本文の本節の最後の段落で述べたことを踏まえて、「フジタの2006年連結財務諸表の本体」を指している、と理解できることを考慮すると、上記の※28に関しては、「将来の財務諸表の本体に反映される「将来の特定の事象」の影響が、「平成17年9月29日」に、上記の※26によって生じる、という意味で特定できるので、上記の※28は、「将来の財務諸表の本体に反映される「将来の特定の事象」の影響を想定することができる」ことに注目すると、「将来の財務諸表の本体に反映される影響を生じさせる、「将来の特定の事象」に焦点が当てられている影響」、と特徴付けることができる、ということである。

連結財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)との関係で、第3節では、そこで述べた意味で、※21で言及されている「総額41,000百万円の第三者割当増資」という記述を考慮して、※21において想定されている※22に見られる「第三者割当増資の影響」が指している、と推察される「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」(※25)について、まず、次のことを示した。それは、[事例3-1]についての説明がなされている、と理解できる[事例3-2]に注目すると、フジタの2006年連結財務諸表に反映される※25、即ち、「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」(傍線筆者)で言及されている、「総額41,000百万円」は、[事例3-2]に見られる「普通株式」と「C種優先株式」の両方の株式に関して、(1):※26である2,688,888,950(円)と、(2):※27である38,311,111,590(円)を合計した、41,000(百万円)を指している、と解釈できるということである。

そして、第3節では、そこで述べた意味で、次の「2つのこと」を踏まえると、※21において想定されている※22、即ち、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に見られる「第三者割当増資」が指している、と推察される「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」(※25)は、「フジタの2006年連結財務諸表の本体に反映される」という説明ができることを示した。ここで、その「2つのこと」のうちの、1つ目は、【1】:1,344,444,475(円)になる※28、及び19,155,555,795(円)になる※29が、共に「[事例3-2]において、「株式」の発行価額についての「資本組入額」、と特徴付けられることを踏まえて、上記の※28と、上記の※29を合計した、20,500(百万円)になる「[株式]の発行価額の中の、「資本組入額」の総額」(※30)については、[事例3-1]より、「平成17年9月29日時点の※30」と理解できるところの、※30が指していると解釈できる、[制度3-3]及び[制度3-2](2)に見られる「資本金」の科目をもって掲記された、「資本金」の増加額を表す「20,500(百万円)」が、フジタの2006年連結貸借対照表の「(資本の部)」の「I 資本金」に計上される金額の算定に当たって考慮される、ということである。また、2つ目は、【2】:1,344,444,475(円)になる※31、及び19,155,555,795(円)になる※32が、共に「[事例3-2]において、「株式」

の発行価額についての「資本組入額ではない金額」と特徴付けられることを踏まえて、上記の※31と、上記の※32を合計した、20,500（百万円）になる「株式の発行価額」のうち、「資本組入額ではない金額」の総額（※33）については、[事例3-1]より、「平成17年9月29日時点の※33」と理解できる※33が指している、と解釈できる、[制度3-2]（2）に見られる「資本剰余金」の科目をもって掲記された、「資本剰余金」の増加額を表す「20,500（百万円）」が、フジタの2006年連結貸借対照表の「（資本の部）」の「Ⅱ 資本剰余金」に計上される金額の算定に当たって考慮される、ということである。そして、本段落で述べた以上のことを踏まえて、第3節では、そこで述べた意味で、第1節の最後から4つ目の段落の【2】で示した※21において想定されている※22に見られる「第三者割当増資の影響」が指している、と推察される※25については、※24を想定することができることを指摘した。

ここで、本節の前段落までの議論を踏まえると、第1節で提示した※17、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」（※6）は、どのような意味の「将来の財務諸表」についての「将来の財務諸表に反映される影響」であるのか、という問題については、次のことが言える。それは、次の2つのこと、即ち、(1)：第2節で述べた意味で、第1節の最後から4つ目の段落の【1】で示した※18において想定されている※19に見られる「債務免除の影響」が指している、と推察される「総額98,855百万円の債務免除の影響」（※23）について、「将来の財務諸表の本体に反映される、「将来の特定の事象」の影響」（※24）（傍線筆者）を想定できること、及び(2)：第3節で述べた意味で、第1節の最後から4つ目の段落の【2】で示した※21において想定されている※22に見られる「第三者割当増資の影響」が指している、と推察される「総額41,000百万円の第三者割当増資の影響」（※25）について、「将来の財務諸表の本体に反映される、「将来の特定の事象」の影響」（※24）（傍線筆者）を想定できることを踏まえた上で、①：※24は、※17で言及されている※6、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）に見られる「当期の財務諸表」に反映

される余地はないこと、そして、②：※24は、「将来の財務諸表の本体」に反映される影響であるため、上記の※17で言及されている※6、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない」、「将来の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）に見られる「将来の財務諸表に反映される影響」に該当することを考慮すると、※17で言及されている※6は、「将来の財務諸表の本体に反映される、「将来の特定の事象」の影響」（※24）という意味の、「将来の財務諸表に反映される影響」である、ということである。このことが、本稿の結論である。

他方、第1節で示した※5、即ち、研究上の議論において、[事例1-1]上の「追記情報」に示されることになる記述のうち、[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※1）の記述よりも「後に」示されることになる、「LTTの当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」についての記述はあるのか、という問題（傍線筆者）について、この※5で言及されている、「LTTの当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」との関係で、※6、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない」、「将来の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）においては、「当期の財務諸表に反映される余地がない」影響が想定されていることがわかるが、この※6については、本稿の議論との関係で、次のことが言える。それは、「当期の財務諸表に反映される余地がない」影響が想定されている※6は、前段落で示した本稿の結論より、「将来の財務諸表の本体に反映される、「将来の特定の事象」の影響」（※24）という意味の、「将来の財務諸表に反映される影響」であるため、本稿においては、※6は、(1)：経営者が開示する事項を規定する開示制度、及び(2)：監査人が監査報告書に記載する事項を規定する監査制度を設計するに当たって、一般に、①：その会社の経営者が、当期の財務諸表の注記で言及する余地があるかどうかの問題になる「将来の財務諸表に反映される影響」、及び②：その会社の監査人が、当期の監査報告書で言及する余地があるかどうかの問題になる「将来の財務諸表に反映される影響」は、「将来の財務諸表の本体に反映される、「将来の特定の事象」の影響」（※24）という意味の、「将来の財務諸表に反映され

る影響」である※6，即ち，「当期の財務諸表に反映される余地がない，「将来の財務諸表に反映される影響」」（傍線筆者）になる，ということである。本稿の貢献は，将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって，[1]：その会社の経営者が，当期の財務諸表の注記で言及する余地があるかどうかが問題になる「将来の財務諸表に反映される影響」として、及び[2]：その会社の監査人が，当期の監査報告書で言及する余地があるかどうか問題になる「将来の財務諸表に反映される影響」として，※24という意味の※6を示したことである。

ここで，本稿で示した※24，即ち，「将来の財務諸表の本体に反映される，「将来の特定の事象」の影響」を考慮すると，次の問題を提起することができる。それは，「財務諸表に反映される影響」として，「当期の財務諸表の本体に反映される，「将来の特定の事象」の影響」を想定することはできるのか，という問題（※40）（傍線筆者）である。

もし，この※40で言及されている，「当期の財務諸表の本体に反映される，「将来の特定の事象」の影響」を想定することができるならば，(1)：※40で言及されている「当期の財務諸表の本体」と，(2)：第1節で示した※16，即ち，「「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの，「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される余地がある，「将来の特定の事象によって生じる，「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される影響」」（※15）（傍線筆者）を，想定することはできるのか，という問題で言及されている，「「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表」の関係に注目した上で，※16を考察することが可能になる。よって，本稿では紙幅の都合により考察できなかつたところの，上記の※40，第1節で示した※16，そして，2つ前の段落で言及した※5を考察することが，今後の課題である。

[引用文献]

坂柳 (2019), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(16)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第70巻第2・3合併号, 2019年12月.

坂柳 (2020), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(17)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第70巻第4号, 2020年3月.

日本公認会計士協会 (2003), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第76号, 「後発事象に関する監査上の取扱い」, 2003年3月25日.

日本公認会計士協会 (2004), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第77号, 「追加情報の注記について」, 2004年3月17日改正.